

## 広島市立北部医療センター安佐市民病院の 地域救命救急センター指定について

### 1 要旨・目的

広島市立北部医療センター安佐市民病院について、令和4年5月1日の移転・運営開始に合わせ、新たに地域救命救急センターとして指定する。

＜整備概要＞

病院	所在地	広島市安佐北区亀山
	病床数	434床
地域 救命救急 センター	専用病床数	病床19床，その他（救急初療室6床，観察室9床）
	医師数	専任15名（兼任66名）
	医師勤務体制	日勤帯 専任2名 兼任2名（オンコール14名） 当直帯 夜勤3名 当直2名（オンコール13名）
	看護師数	専任57名

### 2 現状・背景

重篤な傷病者等に対し、24時間365日体制で高度な医療を総合的に提供する救命救急センターについては、県内に、複数の二次保健医療圏を対象とした救命救急センターを4か所、特殊傷病に対応できる高度救命救急センターを1か所、救命救急センターへのアクセスに時間を要する地域に設置する地域救命救急センターを2か所設置している。

### 3 概要

#### (1) センター指定要件

当該病院については、救急医療対策事業実施要綱（厚生労働省医政局）及び広島県救急医療対策事業実施要綱による救命救急センターの運営方針及び整備基準を満たしている。

《運営方針及び整備基準（主なもの）》

- (1) 重篤な救急患者を24時間体制で受け入れること
- (2) 高度救命救急センター及び救命救急センターは20床以上、地域救命救急センターは10床以上20床未満の専用病床を有すること
- (3) 隣接する二次保健医療圏域からの重篤な救急患者の受け入れが可能であること
- (4) 救命救急センターの指定により圏域の二次救急医療体制に支障を生じる恐れがないこと

#### (2) その他

平成31年3月22日付けで開設許可（令和3年11月30日付けで許可事項変更許可）を受けており、医療法の手続きは完了している。

### 4 スケジュール

令和4年4月28日 地域保健対策協議会 救急医療体制検討特別委員会へ報告

令和4年5月1日 新病院（広島市立北部医療センター安佐市民病院）の運営開始

(参考) 広島県の救命救急センター設置状況

施設名	種別	指定の時期	運営病床数
広島大学病院(広島市南区)	高度救命救急センター	平成17年4月1日	22床
広島市立広島市民病院(広島市中区)	救命救急センター	昭和52年7月1日	26床
国立病院機構呉医療センター(呉市)		昭和54年10月1日	24床
県立広島病院(広島市南区)		平成8年11月1日	25床
福山市民病院(福山市)		平成17年4月1日	24床
広島総合病院(廿日市市)	地域救命救急センター	平成23年4月1日	16床
尾道総合病院(尾道市)		平成27年4月1日	16床
7か所			153床

- 「高度救命救急センター」: 救命救急センターに収容される患者のうち、特に広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入れる。
- 「救命救急センター」: 相当数の専用病床(ICU等)と高度な診療機能を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を受け入れる。
- 「地域救命救急センター」: 最寄りの救命救急センターへのアクセスに時間を要する地域(概ね60分以上)においては、地域救命救急センター(専用病床が10床以上20床未満の救命救急センター)を整備することができる。